

# 70歳までの就業確保措置(努力義務)を含めた高齢者雇用のポイント

## 対象

人事・労務部門のご担当、およびマネージャークラスの方

## 開催趣旨

- ①2021年4月の「高齢者雇用安定法」改正により、企業は70歳までの方の就業機会確保措置をとることが努力義務となりました。
- ②人材確保が企業の経営課題となるなかで、高齢者が継続して活躍できる就業確保措置の確立は必須となります。多様な選択肢の中からいずれの措置をどのような制度として導入するのか、定年に関する就業規則の変更等、十分な検討と対応が必要となります。
- ③本セミナーでは、「高齢者雇用安定法」の改正ポイントや実務対応、同一労働同一賃金からの観点、労務管理上の留意点について詳しく解説します。

## 日時

<LIVE 配信> 2023年6月21日(水)10:00~16:00  
<見逃し配信> 2023年6月28日(水)~7月5日(水)  
※見逃し配信のみのご受講でもお申込みいただけます

## 講師

社会保険労務士法人トムズコンサルタント 代表社員  
特定社会保険労務士 **小宮 弘子氏**

## 参加料(負担金)

NOMA会員 33,000円(税込)/名  
一般 40,700円(税込)/名

## 申込方法

- 株式会社ファシオが運営するサイト Deliveru からご受講いただけます。  
お申込みは、Deliveru、本会 HP のどちらからでも可能です
- Deliveru から申込
  - ① Deliveru [https://shop.deliveru.jp/]でセミナーを検索し
  - ② セミナー詳細ページにある「注文する」からご購入ください  
(お支払方法:クレジットカード払い、pay-easy、コンビニ振込)
  - ③ 購入後、確認メールが届きます  
※請求書発行をご希望の場合は、株式会社ファシオへご連絡ください
- 本会 HP から申込
  - ① 本会 HP[https://www.noma.or.jp/]よりセミナーを検索し
  - ② 「WEB 申込」から必要事項を入力しお申込みください
  - ③ 申し込み後、確認メールが届きます。後日、請求書と参加券が郵送で届きます(お支払方法:請求書による銀行振込)

## 配信イメージ



いつでもどこでも何度でも受講できる  
見逃し配信付きです!

- ①見逃し配信は
  - ・期間中は繰り返しご受講できます
  - ・講義の復習等にご活用ください
  - ・倍速機能付で効率よく学習できます
- ②資料はデータ提供です
- ③拡大したい画面を自分で選択できます



Deliveru

NOMA 講座

検索

## 受講方法

- ・登録メールアドレスに、受講 URL/ID 等詳細のご案内が届きます(Live 配信の概ね 3 営業日前)
- ※ご案内メールは、no-reply@deliveru.jp から送信いたします
- ・本セミナーでは、カメラ・マイクは不要です
- ・テキストは、Live 配信のおおよそ 3~1 営業日前にサイト内でダウンロードできるようになります
- ・セミナーの録音・録画や資料の複製、お申込みいただいていない方の閲覧等は固くお断りいたします

## キャンセル

テキスト資料到着後(データ含む)のキャンセル料は 100%を申し受けます

## その他

参加者が少数の場合、天災の場合等においては、中止・延期させていただく場合がございます

## 主催・担当

一般社団法人 日本経営協会 (東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)本部事務局マライイ開発 G tms@noma.or.jp

## 申込問合せ

株式会社ファシオ ☎ 03-6304-0550(平日 10時~17時) ✉ bcs-info@vita-facio.jp

# プログラム

## 1. 高年齢者雇用の現状と経緯

## 2. 65 歳までの高年齢者雇用確保措置(義務)

- (1)義務とされる措置の確認
- (2)継続雇用制度を導入している場合の留意点

## 3. 高年齢者雇用と同一労働同一賃金

- (1)定年再雇用者の処遇と同一労働同一賃金の判例
- (2)定年再雇用者の処遇を決定する場合の留意点  
(何を考慮して処遇を決めるのか)

## 4. 有期雇用としての高年齢者雇用の留意点

- (1)定年から再雇用決定までの運用
  - ①再雇用を拒否できるか
  - ②定年時に休職中の場合
  - ③提示する労働条件と説明内容等
- (2)再雇用後の雇止めや契約解除

## 5. 70 歳までの就業確保措置(努力義務)

- (1)義務とされる措置を含めた全体像
- (2)雇用による措置
  - ①3つの選択肢のメリット・デメリット  
(定年の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度)
  - ②65 歳までの措置との違い
- (3)創業支援等措置
  - ①雇用措置と創業支援等措置の違い
  - ②2つの選択肢となる制度を導入する場合の  
手続と留意点
- (4)他社事例等

## 6. 高年齢者雇用と労務管理

- (1)高年齢者に多い業務上災害の事例と防止
- (2)高年齢者雇用の安全と健康確保のための  
ガイドラインとは
- (3)トラブル防止と留意点

※最新の動向・情報を盛り込むため、内容を一部変更させていただく場合がございます。

## 講師紹介

特定社会保険労務士／社会保険労務士法人トムズコンサルタント 代表社員

こみや ひろこ  
小宮 弘子 氏



### 【講師略歴】

大手都市銀行本部および 100%子会社で、人事総務部門を経験の後、平成 15 年にトムズ・コンサルタント(株)に入社。平成 22 年に社会保険労務士法人トムズコンサルタントの パートナー社員、令和 3 年 6 月に代表社員に就任。人事・労務問題のトラブル解決、諸規程、賃金・評価制度の改定をはじめ、社内制度全般のコンサルティングを中心に。一方、クライアント先のメンタルヘルス・ハラスメント等の相談実績も多数。また、ビジネスセミナーでは労務管理等の講師実績も多数。

### 【主な著書】

「働き方改革の教科書」(総合法令出版・共著)  
「法律家のための年金・社会保険」(新日本法規出版・共著)